

只木ゼミ前期第 11 問検察反対尋問レジュメ

文責：3 班

1. 実行の着手に構成要件実現の意思を要求する点で、行為者の内心に判断が左右されないか。
- 5 2. 実行の着手が遅くなることは弁護側にとって有利に働く事情であるにもかかわらず、弁護側がその主張を用いて形式的客観説を批判することは不当ではないか。批判をする利益は何か。

以上